

学校法人国際医療福祉大学寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人国際医療福祉大学と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を栃木県大田原市北金丸字上ノ原2600番1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に基づき、保健医療福祉に関する指導者及び専門従事者を育成するとともに、保健医療福祉に関する理論及び応用に関する研究を行い、もって学術文化の向上及び国際社会への貢献に資することを目的とする。

(設置する学校及び附属施設)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

国際医療福祉大学	大学院	医療福祉学研究所 薬科学研究科 薬学研究科 看護学科 理学療法学科 作業療法学科 言語聴覚学科 視機能療法学科 放射線・情報科学科
	保健医療学部	医療福祉・マネジメント学科 薬学科 理学療法学科 作業療法学科 言語聴覚学科 医学検査学科
	医療福祉学部	看護学科
	薬学部	理学療法学科 作業療法学科 言語聴覚学科
	福岡保健医療学部	看護学科
	福岡保健医療学部	理学療法学科 作業療法学科
	小田原保健医療学部	看護学科
	福岡看護学部	理学療法学科 作業療法学科
	成田看護学部	看護学科
	成田保健医療学部	理学療法学科 作業療法学科 言語聴覚学科

国際医療福祉大学塩谷看護専門学校

- 2 国際医療福祉大学に、次の附属施設を置く。
 - 一 学生の臨床実習教育に資するとともに学生及び教職員の健康の維持増進を図るため国際医療福祉大学クリニックを置く。
 - 二 学生の臨床実習教育及び教員の臨床研究に資するため、次に掲げる施設を置く。

国際医療福祉大学介護老人保健施設マロニエ苑
にしなすの総合在宅ケアセンター

(寄附金募集)

- 第4条の2 この法人は、国際医療福祉大学医学部の設置に要する経費に充てるための事業として、寄附金募集活動を行うことができる。
- 2 募集する寄附金については、設置しようとする国際医療福祉大学医学部の校地、校舎その他附属施設を取得するために必要な資金又は開設年度の経常経費に使用しなければならない。
 - 3 受納した寄附金は、前項に記載する目的のために使用する資金として、他の財産と区分して信託銀行に信託する等確実な方法により管理しなければならない。
 - 4 この寄附行為変更の認可後3年以内に、国際医療福祉大学医学部の設置が認可されない場合は、文部科学大臣の承認を経て、受納した寄附金をこの法人の既設の学校の校地、校舎その他附属施設又は教育研究に要する経常的経費に充てるか、或いは、類似の目的のため、国、地方公共団体もしくは他の学校法人に寄附するものとする。

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 15人以上25人以内
- 二 監事 2人

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 学長
 - 二 評議員のうちから理事会の推薦により評議員会において選任した者 3人以上7人以内
 - 三 学識経験者のうち理事会において選任した者 1人以上17人以内
- 2 前項第1号及び第2号の理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(理事長)

第7条 理事のうち1名を理事長とし、理事会において理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(副理事長)

第8条 理事長は必要に応じて、理事のうちから副理事長を指名することができる。

2 理事長は、前項の副理事長を指名したときは、理事会の承認を得なければならない。その職を解任するときも、同様とする。

3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務について助言する。

(常任理事)

第9条 理事のうち2名以上の常任理事を置くことができる。

2 常任理事は、専務理事又は常務理事とし理事長が指名する。

3 常任理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を処理する。

(監事の選任及び職務)

第10条 監事は、この法人の理事、職員(学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)又は評議員以外の者であって理事会において選出した者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

一 この法人の財産の状況を監査すること。

二 この法人の業務を監査すること。

三 この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

四 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

五 前号の報告をするために必要があるとき、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

六 この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(役員任期)

第11条 役員(第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。)の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

(役員補充)

第12条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第13条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以

上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

- 一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- 二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- 三 職務上の義務に著しく違反したとき。
- 四 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 学校教育法第9条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事会)

第14条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。
- 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 12 理事会の議決について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事の代表権の制限)

第15条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。ただし、この法人と理事長又は理事長が代表する他の法人との利益相反する事項については、理事会の議決により他の理事にこの法人を代表させることができる。

(理事長職務の代理等)

第16条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において指名された理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(議事録)

第17条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事3人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第18条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、31人以上51人以内の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第19条 第17条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「議長及び出席した理事のうちから互選された理事3人以上」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第20条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない。

一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）

及び重要な財産の処分に関する事項

二 事業計画

- 三 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- 四 寄附行為の変更
- 五 合併
- 六 目的たる事業の成功の不能による解散
- 七 寄附金品の募集に関する事項
- 八 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
(評議員の意見具申等)

第21条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第22条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 10人以上16人以内
- 二 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25歳以上の者のうちから、理事会において選任した者 3人以上9人以内
- 三 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 18人以上26人以内

2 前項第1号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(評議員の任期)

第23条 評議員の任期は、4年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第24条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- 二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了
- 二 辞任

(総長)

第25条 この法人に本学の象徴として総長を置くことができる。

2 総長は理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

(顧問、参与)

第26条 この法人に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、理事長が委嘱する。

第5章 資産及び会計

(資産)

第27条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第29条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第30条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第31条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第32条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第33条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第34条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、出席した理事の3分の2以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第35条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第36条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第10条第2項第3号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第37条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後2月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第6章 解散及び合併

(解散)

第39条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- 二 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- 三 合併
- 四 破産
- 五 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第40条 この法人が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合併)

第41条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第42条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け

出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第43条 この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- 一 寄附行為
- 二 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- 三 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- 四 その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、国際医療福祉大学掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第45条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成6年12月21日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事（理事長）	高木 邦格
理 事（副理事長）	宮地 貫一
理 事	荒井 蝶子
理 事	伊藤 久雄
理 事	大谷 藤郎
理 事	片山 一郎
理 事	紀伊國 献三
理 事	齊藤 尚夫
理 事	笹沼 澄子
理 事	篠塚 淳一
理 事	下村 健
理 事	千保 一夫
理 事	寺山久美子
理 事	永井 純義
理 事	奈良 勲
理 事	羽田 春兔
理 事	原野 和夫
理 事	村井 仁昭
理 事	森岡 茂夫
理 事	渡邊 宏

理事
監事
監事

渡辺 喜美
稲垣 赴夫
大谷 正明

3 平成14年3月31日までの間は、第25条第1項第2号中「この法人の設置する学校を卒業した者」とあるのは、第25条第1項第3号の「学識経験者」と読み替えるものとする。

4 この法人の設立当初の会計年度は第40条の規定にかかわらず、文部大臣の認可の日（平成6年12月21日）から平成7年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の役員の任期は第13条の規定にかかわらず、文部大臣の認可の日（平成6年12月21日）から平成10年3月31日までとする。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成7年6月14日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成8年12月19日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成10年12月22日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成11年10月29日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成13年8月1日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成14年1月18日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成14年10月31日）から施行する。ただし、言語聴覚学科の名称については、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成15年7月24日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成16年7月1日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成16年11月30日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

平成17年3月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年8月5日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

平成19年1月15日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成20年10月31日）から施行する。

附 則

平成21年3月30日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日の（平成23年10月24日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成28年1月29日）から施行する。

附 則

平成28年8月31日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。

新 旧 の 比 較 対 照 表

新	旧
(設置する学校及び附属施設)	(設置する学校及び附属施設)
第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。	第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。
国際医療福祉大学	国際医療福祉大学
大学院	大学院
医療福祉学 研究科	医療福祉学 研究科
薬科学 研究科	薬科学 研究科
薬学 研究科	薬学 研究科
<u>医学 研究科</u>	(新設)
保健医療学部	保健医療学部
看護学科	看護学科
理学療法 学科	理学療法 学科
作業療法 学科	作業療法 学科
言語聴覚 学科	言語聴覚 学科
視機能療法 学科	視機能療法 学科
放射線・情報 科学科	放射線・情報 科学科
医療福祉学部	医療福祉学部
医療福祉・マシ ^ン メント 学科	医療福祉・マシ ^ン メント 学科
薬学部	薬学部
福岡保健医療学部	福岡保健医療学部
理学療法 学科	理学療法 学科
作業療法 学科	作業療法 学科
言語聴覚 学科	言語聴覚 学科
医学検査 学科	医学検査 学科
小田原保健医療学部	小田原保健医療学部
看護学科	看護学科
理学療法 学科	理学療法 学科
作業療法 学科	作業療法 学科
福岡看護学部	福岡看護学部
看護学科	看護学科
成田看護学部	成田看護学部
看護学科	看護学科
成田保健医療学部	成田保健医療学部
理学療法 学科	理学療法 学科
作業療法 学科	作業療法 学科
言語聴覚 学科	言語聴覚 学科
医学検査 学科	医学検査 学科
医学部	医学部
医学科	医学科
国際医療福祉大学塩谷看護専門学校	国際医療福祉大学塩谷看護専門学校
<u>附 則</u>	
<u>平成 年 月 日 文部科学大臣認可のこの寄附行為</u>	
<u>は、平成30年4月1日から施行する。</u>	

経費の見積り及び資金計画を記載した書類（大学院医学研究科）

（単位:千円）

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類									
区分		平成28年度	開設年度前年度 平成29年度	開設年度 平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	合計	
大学院医学研究科	設置経費	校地〔うち造成費〕	【定期借地権契約】期間：H26年4月1日～H80年1月31日					0	
		基準内	67,516	84,393	16,879	【賃貸借契約】期間：H30年3月1日～H80年1月31日			168,788
	基準外	-	-	-	-	-	-	0	
	設備	図書	-	45,264	-	-	-	-	45,264
		教具校具備品	-	-	15,403	-	-	-	15,403
	小計		67,516	129,657	32,282	0	0	0	229,455
	新設校の開設年度の経常経費								
合計		67,516	129,657	32,282	0	0	0	229,455	

既設校からの 転共用	施設	基準内	242,764
		基準外	-
	設備	図書	9,500
		教具校具備品	25,796

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	229,455 千円	平成28年度までに学納金等事業活動収入から積立てられた現金預金から平成28年度に67,516千円(校舎建築資金67,516千円)を支出し、その残30,334,486千円のうち、161,939千円を財源に充当する。
合 計	229,455 千円	

財産目録総括表

科目	年度	平成27年度末 (平成28年3月31日)	平成28年度末 (平成29年3月31日)	申請時 (平成29年3月31日)
一 基本財産		66,770,163 千円	76,369,336 千円	76,369,336 千円
二 運用財産		38,840,339 千円	34,304,567 千円	34,304,567 千円
三 負債額		33,233,856 千円	31,918,272 千円	31,918,272 千円
1 固定負債		18,242,286 千円	16,160,483 千円	16,160,483 千円
2 流動負債		14,991,570 千円	15,757,789 千円	15,757,789 千円
四 基本財産+運用財産		105,610,502 千円	110,673,904 千円	110,673,904 千円
五 純資産(四-三)		72,376,646 千円	78,755,631 千円	78,755,631 千円

貸借対照表

平成29年 3月31日

(単位 円)

資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産	(77,610,404,546)	(67,794,156,864)	(9,816,247,682)
有形固定資産	< 76,369,336,417 >	< 66,770,163,303 >	< 9,599,173,114 >
その他の固定資産	< 1,241,068,129 >	< 1,023,993,561 >	< 217,074,568 >
流動資産	(33,063,499,327)	(37,816,344,971)	(△ 4,752,845,644)
資産の部合計	110,673,903,873	105,610,501,835	5,063,402,038
負債の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債	(16,160,483,351)	(18,242,285,982)	(△ 2,081,802,631)
流動負債	(15,757,789,025)	(14,991,569,796)	(766,219,229)
負債の部合計	31,918,272,376	33,233,855,778	△ 1,315,583,402
純資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
基本金	(92,589,727,086)	(78,666,961,342)	(13,922,765,744)
第1号基本金	88,659,727,086	74,920,961,342	13,738,765,744
第4号基本金	3,930,000,000	3,746,000,000	184,000,000
繰越収支差額	(△ 13,834,095,589)	(△ 6,290,315,285)	(△ 7,543,780,304)
翌年度繰越収支差額	△ 13,834,095,589	△ 6,290,315,285	△ 7,543,780,304
純資産の部合計	78,755,631,497	72,376,646,057	6,378,985,440
負債及び純資産の部合計	110,673,903,873	105,610,501,835	5,063,402,038

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

1. 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期
H29年度	赤坂キャンパス建築	鉄筋コンクリート11階建 地下1階 東京都港区赤坂四丁目124番他 図書 7,253冊	H28年7月着工 H30年3月完成予定
	成田医学部 医学部校舎建築・設備機器購入	鉄筋コンクリート6階建 地下11階建 成田市公津の杜四丁目2番1他 図書 4,140冊 教具・校具・備品 11,907点	H28年1月着工 H29年12月完成予定
	市川病院新規開設	鉄筋コンクリート3階建 17,023㎡ 市川市国府台六丁目1番14号他	H29年9月新規開設(予定)
H30年度	赤坂キャンパス建築	鉄筋コンクリート11階建 地下1階 東京都港区赤坂四丁目124番他 教具・校具・備品 624点	H28年7月着工 H30年3月完成予定
H31年度	該当なし		
H32年度	成田病院建築 医療機器等購入	機器・備品 16,012点 図書 721冊	H32年3月購入予定
H33年度	該当なし		

様式第10号その1(第12条関係)

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

科目	年度	開設年度	平成31年度	平成32年度	完成年度
		新設研究科	新設研究科	新設研究科	新設研究科
学生生徒納付金収入		27,000	48,000	62,000	76,000
手数料収入		900	900	900	900
寄付金収入		0	0	0	0
補助金収入		0	0	0	0
資産売却収入		0	0	0	0
付随事業・収益事業収入		0	0	0	0
医療収入		0	0	0	0
受取利息・配当金収入		0	0	0	0
雑収入		0	0	0	0
借入金等収入		0	0	0	0
前受金収入		35,400	45,200	55,000	55,000
その他の収入		1,000	1,000	1,000	1,000
資金収入調整勘定		0	-35,400	-45,200	-55,000
前年度繰越支払資金		22,800	-4,688	-8,173	-5,438
収入の部合計		87,100	55,012	65,527	72,462

(支出の部)

科目	年度	開設年度	平成31年度	平成32年度	完成年度
		新設研究科	新設研究科	新設研究科	新設研究科
人件費支出		37,099	37,099	37,099	37,099
教育研究経費支出		18,206	19,892	21,010	22,128
医療経費支出		0	0	0	0
管理経費支出		6,200	10,194	12,856	15,520
借入金等利息支出		0	0	0	0
借入金等返済支出		0	0	0	0
施設関係支出		16,879	0	0	0
設備関係支出		15,403	0	0	0
資産運用支出		0	0	0	0
その他の支出		0	-2,000	2,000	2,000
[予備費]		0	0	0	0
資金支出調整勘定		-2,000	-2,000	-2,000	-2,000
翌年度繰越支払資金		-4,688	-8,173	-5,438	-2,285
支出の部合計		87,100	55,012	65,527	72,462

様式第10号その2(第12条関係)

事業活動収支予算決算総括表

科 目		年 度	開設年度	平成31年度	平成32年度	完成年度
			新設研究科	新設研究科	新設研究科	新設研究科
教育活動	収入	学生生徒等納付金	27,000	48,000	62,000	76,000
		手数料	900	900	900	900
		寄付金	0	0	0	0
		経常費等補助金	0	0	0	0
		付随事業収入	0	0	0	0
		医療収入	0	0	0	0
		雑収入	0	0	0	0
		教育活動収入 計	27,900	48,900	62,900	76,900
	支出	人件費	37,400	37,400	37,400	37,400
		教育研究経費	21,728	23,414	24,532	25,650
		医療経費	0	0	0	0
		管理経費	7,081	11,075	13,737	16,400
		徴収不能額等	0	0	0	0
教育活動支出 計		66,209	71,888	75,669	79,450	
教育活動収支差額		-38,309	-22,988	-12,769	-2,550	
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金	0	0	0	0
		その他の教育活動外収入	0	0	0	0
		教育活動外収入 計	0	0	0	0
	支出	借入金等利息	0	0	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0	0	0
		教育活動外支出 計	0	0	0	0
教育活動外収支差額		0	0	0	0	
経常収支差額		-38,309	-22,988	-12,769	-2,550	
特別収支	収入	資産売却差額	0	0	0	0
		その他の特別収入	0	0	0	0
		特別収入 計	0	0	0	0
	支出	資産処分差額	0	0	0	0
		その他の特別支出	0	0	0	0
		特別支出 計	0	0	0	0
特別収支差額		0	0	0	0	
〔予備費〕		0	0	0	0	
基本金組入前当年度収支差額		-38,309	-22,988	-12,769	-2,550	
基本金組入額合計		32,282	5,125	473	315	
当年度収支差額		-70,591	-28,114	-13,242	-2,865	
前年度繰越収支差額		0	-70,591	-98,704	-111,946	
基本金取崩額		0	0	0	0	
翌年度繰越収支差額		-70,591	-98,704	-111,946	-114,811	